

令和6年度 学校いじめ防止基本方針1

浜田市立旭中学校

1 いじめ防止基本方針

いじめは、冷やかしゃからかいなどの他、情報機器を介したいじめ、暴力行為に及ぶいじめなど、学校だけでは対応が困難な事案も増加している。また、いじめをきっかけに不登校になったり、自らの命を絶とうとしてしまったりするなど、深く傷つき、悩んでいる生徒もいる。いじめの問題への対応は学校として大きな課題であるとともに、学校・家庭・地域が連携をとり一丸となって取り組まなければならない極めて重要な事柄である。

「生きる力を育み、自立した生徒の育成」の教育目標のもと、生徒の「自己指導能力」の育成を図る。生徒が意欲的で充実した学校生活を送るよういじめ防止に向け、日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切に且つ速やかに解決するため「学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 いじめとは

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめに対する基本的な考え方

- ・「いじめはいじめる側が悪く、いじめられる側にはまったく落ち度はない」
- ・「いじめは、どの生徒にも、どの学校においても起こり得る」
- ・「いじめの未然防止は、学校・教職員・家庭・地域の重要課題」
- ・「いじめは、その態様が軽微であろうとも、被害生徒にとっては重大な被害をおよぼす」

(3) いじめの構造と動機

①いじめの構造

いじめは、「いじめられる生徒」、「いじめる生徒」だけでなく、「観衆」・「傍観者」などの周囲の生徒がいる。これらすべての生徒への指導・対応が必要である。

②いじめの動機

- ・正義感(相手を正してやろうとする)
- ・嫉妬心(相手をねたみ、引きずり下ろそうとする)
- ・支配欲(相手を思いどおりに支配しようとする)
- ・愉快犯(遊び感覚で愉快的な気持ちを味わおうとする)
- ・嫌悪感(感覚的に相手を遠ざけたい)

(4) いじめの態様

いじめの態様には、以下のものなどが考えられる。

悪口を言う・あざける、落書き・物壊し、集団での無視、陰口、避ける、ぶつかる・小突く、命令・脅し、性的辱め、部活動中のいじめ、メール等による誹謗中傷、噂流し、授業中のからかい、仲間はずれ、嫌がらせ、暴力、たかり、使い走り等